

第五次寝屋川市総合計画

後期基本計画

【最終答申】

平成28年2月

寝屋川市総合計画審議会

計画の体系

【まちづくりの大綱】

まちづくりの方向

1. 安全で安心できるまちづくり

2. 健康でいきいき暮らせるまちづくり

3. 夢を育む学びのまちづくり

4. 快適でうるおいのあるまちづくり

5. 環境を守り育てるまちづくり

6. 活力あふれるにぎわいのまちづくり

市政運営の
方向

7. 市民が主役のまちづくり

8. 将来を見据えた自治経営

【後期基本計画 施策体系】

- 
- (1) 災害に強いまちをつくる
 - (2) 治水対策を促進する
 - (3) 危機管理体制を充実する
 - (4) 犯罪のないまちづくりを推進する
- 
- (5) 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる
 - (6) 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる
 - (7) 健康づくりを推進する
 - (8) 地域でともに支えあうしくみを充実する
 - (9) 高齢者の社会参加と自立支援を推進する
 - (10) 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する
 - (11) 子育てしやすい環境を整備する
 - (12) 安心できる環境衛生を確保する
- 
- (13) 就学前教育を充実する
 - (14) 学ぶ力を育成する
 - (15) 教育環境の整備・充実を図る
 - (16) 青少年の健全育成を推進する
 - (17) 生涯学習を充実する
 - (18) 文化の振興を図る
 - (19) スポーツ活動を推進する
 - (20) 国内外の交流を推進する
- 
- (21) 計画的なまちづくりを推進する
 - (22) 良好な住宅・住環境を創出する
 - (23) 四駅周辺のまちづくりを推進する
 - (24) 安全で安定した上下水道サービスを提供する
 - (25) 利便性の高い快適なまちをつくる
 - (26) 水とみどり豊かなまちをつくる
- 
- (27) 環境に配慮したまちづくりを推進する
 - (28) ごみの減量・資源化を推進する
 - (29) 廃棄物を適正に処理する
- 
- (30) 地域産業の活性化を推進する
 - (31) 商業の振興を図る
 - (32) 工業の振興を図る
 - (33) 農業の振興を図る
 - (34) 消費者保護を推進する
 - (35) 市域の労働力の活用を推進する
- 
- (36) コミュニティの活性化と協働を推進する
 - (37) 情報発信を充実する
 - (38) 市民ニーズを把握する
- 
- (39) 健全な財政運営を行う
 - (40) 効率的な行政運営を行う
 - (41) 市民サービスを充実する

大綱 1 安全で安心できるまちづくり

施策 1 災害に強いまちをつくる

現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、地震災害に強いまちを目指し、市街地の防災機能の向上に積極的に取り組んでいます。

発生が予測される南海トラフ地震などでは、建物倒壊、火災などによる甚大な被害が発生することが懸念されていることから、これまで以上に災害に強い都市構造の確保が求められています。

今後も、災害に強いまちをつくるため、これまで進めてきた耐震化の促進、密集住宅地区の整備を図り、まちの防災化を推進する必要があります。

施策の展開

■耐震化の促進

耐震化の必要性について市民に更に啓発するとともに、住宅、不特定多数の人が利用する病院・店舗など（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者が実施する耐震診断・耐震設計及び耐震改修を支援します。

■緊急交通路の確保

災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路沿道の建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化をより一層促進します。

■密集住宅地区の解消

地区公共施設の整備、老朽建築物の除却促進など、これまで進めてきた事業に加え、規制誘導による自律更新時の更なる不燃化促進、延焼遮断効果の高い都市計画道路の整備など、密集住宅地区の解消に向けた取組をより一層推進します。

■建築物の安全性の確保

建築物の安全性を確保するため、既存建築物の所有者等に対し指導、助言、勧告等を行うとともに、耐震・耐火構造などの普及、啓発の徹底をより一層図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
耐震診断・耐震改修補助の実施	市広報紙、市ホームページ、まちまるごと耐震化支援事業等を通じ、建築物の所有者等に耐震診断及び耐震改修を行うよう啓発するとともに、耐震診断・耐震設計、改修費用の補助を充実し、耐震化率の向上を図ります。
耐震化による安全対策の充実	既存建築物の所有者等に対して、耐震化に関する助言、指示などの指導強化を図るとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく勧告、命令などを行い、建築物の安全性の確保を図ります。
密集住宅地区の整備	主要生活道路の整備、老朽木造賃貸住宅の除却費補助、地区計画制度の導入による建築物の不燃化促進及び都市計画道路対馬江大利線の整備を行います。

市民の役割

- ◆居住や所有している建築物の耐震性を把握し、安全性の確保に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
住宅の耐震化率	%	76.6	95.0
密集住宅地区における不燃領域率	%	34.1	40.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「災害に備えるまちづくりが行われている」と思う市民の割合	28.0%	

大綱 1 安全で安心できるまちづくり

施策 2 治水対策を促進する

現状と課題

一級河川淀川、一級河川寝屋川を始め、多数の河川、水路を有する本市では、市街地などの治水機能の向上を図るため、様々な治水対策に取り組んできました。

また、近年は、短時間豪雨が頻繁に発生していることなどから、都市型水害等への対策も、重要な課題となっており、ハード面では雨水幹線や校庭貯留浸透施設の整備、ソフト面では内水ハザードマップの配布や止水板の設置に対する助成などとともに、大阪府が進めている寝屋川北部地下河川の整備にも連携して取り組んできました。

今後も、更なる浸水防除を図るため、国、大阪府、関係市による寝屋川流域総合治水対策を進めるとともに、ハード及びソフトの両面から治水対策を講じることが必要です。

施策の展開

■効果的な浸水対策の推進

校庭貯留浸透施設などの雨水貯留施設の整備、水路の改修や浚渫、ポンプ施設の改修などを計画的に行うとともに、止水板設置助成等により効果的な浸水対策を推進します。

■公共下水道雨水対策の推進

「寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画」に基づき、古川雨水幹線整備事業、高宮ポンプ場整備事業など、下水道整備を推進し、市域の浸水防除を図ります。

■寝屋川流域総合治水対策の推進

地下河川、増補幹線及び流域調節池の早期完成を引き続き強く大阪府に要望し、更なる治水対策の推進を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
雨水貯留施設の整備	学校施設に加え、京阪本線連続立体交差事業に伴い、雨水貯留施設の整備を推進します。
雨水対策事業等の推進	古川雨水幹線整備事業及び高宮ポンプ場整備事業を計画的に推進します。
総合治水対策の推進	地下河川や増補幹線、流域調節池の早期完成を大阪府に要望し、更なる治水対策の推進を図ります。

市民の役割

- ◆雨水貯留タンクの設置など雨水の流出抑制に努めます。
- ◆止水板の設置や土のうステーションの利用により住宅や事業所を守ること
に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
寝屋川流域の治水対策計画における目標貯留量の達成率	%	70.8	81.2
内水域における校庭貯留浸透施設の設置率	%	65.4	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「雨の時に浸水の不安がある」と思う市民の割合	50.3%	

大綱 1 安全で安心できるまちづくり

施策 3 危機管理体制を充実する

現状と課題

東日本大震災や、近年各地で数多く発生している大雨等による自然災害を始め、今後、南海トラフ地震の発生が予測されるなど、これらの災害に対する市民の防災への関心が高まっています。

また、平成25年には「災害対策基本法」が改正され、特別警報の運用が開始されるなど、住民の生命、身体及び財産を保護するための災害対策の強化が図られています。

自然災害を始め、あらゆる危機事象の発生時において、被害を最小限に抑えるため、市民、事業者、関係機関との連携強化による危機管理体制の充実が必要です。

地域における総合的な防災の体制を確保するため、自主防災組織、消防団等の充実強化を図り、地域防災力を向上していくことが必要です。

施策の展開

■総合的な防災施策の推進

「地域防災計画」に基づき、様々な関係機関と連携を図りながら、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■危機対応力の強化

地震、風水害等の災害を始め、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応できるように、危機管理体制を強化します。

■地域防災力の向上

市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織、消防団等の充実強化を図り、地域防災力の向上を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
「地域防災計画」の推進	「地域防災計画」に基づき、防災施策を強化するとともに、防災体制を充実します。
自主防災組織の整備・育成	自主防災組織の資機材や防災訓練を充実し、地域防災力の向上を図ります。
非常備消防力の充実	消防団の訓練や消防装備・資機材を充実し、地域防災力の向上を図ります。

市民の役割

- ◆食料、飲料水など生活必需物資を備蓄するとともに、避難路を確認するなど防災訓練への参加に努めます。
- ◆自主防災組織による防災訓練の実施など、地域内の住民等が連携しながら自発的な防災活動に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
全24小学校区自主防災訓練などの参加者数	人	5,116	6,000
消防団の団員数	人	383	435

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「地域の消防防災体制が充実している」と思う市民の割合	27.2%	

大綱 1 安全で安心できるまちづくり

施策 4 犯罪のないまちづくりを推進する

現状と課題

犯罪発生件数の減少に向け、「安全の推進に関する条例」の施行を始め、防犯啓発活動、防犯カメラの設置、メールねやがわ（安全・安心メール一斉配信サービス）の実施など、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に取り組んできました。

また、平成25年10月に暴力団の不当な介入を徹底的に排除するため、「暴力団排除条例」を施行し、暴力団の排除に向けた機運はますます高まっています。

引き続き、市民、関係団体、警察と連携しながら、地域が一体となって犯罪のないまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

■防犯意識の啓発及び情報提供

犯罪の発生を未然に防止するため、防犯に役立つ情報の提供や防犯啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。

■防犯活動の推進

防犯に関する市民の自主的な活動を促進するとともに、市民、関係団体、警察との連携を強化します。

■防犯環境の整備

地域の安全確保のため、犯罪の発生を防止・抑制する環境整備を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
防犯活動組織との連携	地域が一体となった防犯活動や暴力団の排除に取り組むなど、市民、関係団体、警察との連携強化を図ります。
防犯器材の普及・設置の推進	自治会が行う防犯カメラの設置に対し、支援を行うとともに、防犯器材の普及・設置を推進します。
防犯灯の整備	自治会が管理する防犯灯のLED化に対し、支援を行います。

市民の役割

- ◆日頃から防犯意識を持って行動します。
- ◆地域の防犯活動への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
市内の犯罪発生件数	件	3,381	2,500
防犯教室参加者数	人	545	1,260

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「犯罪が少なく、安全なまちである」と思う市民の割合	8.6%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 5 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる

現状と課題

戦争や核兵器のない平和な社会で、自由平等に暮らすことは、全ての人の願いです。

本市では、「非核平和都市」として、戦争と核兵器の廃絶に向けた非核平和事業に取り組むとともに、「人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市民との協働で人権尊重のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、世界各地では、今なお、戦争、テロ、地域紛争などが続いている状況にあります。また、人種、性別、社会的身分等による差別に加え、子ども、高齢者、障害者などに対する人権問題、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害が存在しています。

平和で暮らせることの大切さについて、改めて認識を深め、平和の尊さ、戦争の悲惨さを次世代に引き継いでいくとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権意識の高揚を一層図っていく必要があります。

施策の展開

■世界平和実現への寄与

戦争、核兵器の恐ろしさや平和の尊さについての認識を深める取組を通じて、戦争・核兵器廃絶、世界平和の実現に向けた機運の醸成を図るとともに、他都市との連携によって、その実現に寄与します。

■人権尊重のまちづくり

人権を相互に尊重し合うことによって、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、市民と協働して人権尊重のまちづくりを推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
非核平和の推進	恒久平和を願う市民のつどい、平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料の展示などを通じて、平和を希求する意識の高揚を図ります。
人権啓発の推進	街頭啓発、人権意識の高揚を図るイベント、学習講座、啓発冊子などを通じて、人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。
子どものいじめ対策の推進	子どものいじめに関する問題について、相談体制の充実を図り、その解決に向けた取組を推進します。

市民の役割

◆平和を希求し、人権を尊重する意識の高揚に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
事業参加により人権尊重意識が向上した人の割合	%	91.8	95.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「一人一人の人権意識が高くなってきた」と思う市民の割合	20.6%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 6 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる

現状と課題

様々な分野で女性の社会参加が進み、家庭、職場、地域社会等での男女共同参画の意識は着実に浸透してきているものの、政策・方針決定過程への女性の参画は十分でない状況にあります。

また、社会慣行や人々の意識には、今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

さらに、全国的にドメスティック・バイオレンス(DV)の認知件数が増加する中、本市においても相談件数は増加傾向にあり、的確な対応が求められています。

全ての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、更なる取組を推進していく必要があります。

施策の展開

■男女共同参画社会実現のための意識づくり

固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを行います。

■女性の社会活動への参画促進

社会の対等な構成員として女性の社会活動への参画を促進するとともに、政策・方針決定過程への参画など、活躍支援を行います。

■DV根絶のための環境づくり

DVの根絶に向けた啓発を推進するとともに、被害者の保護・支援を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
意識啓発と社会参画の促進	講座の開催、情報誌の発行などにより男女共同参画意識の向上と社会参画の促進を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指す市民、団体、グループの活動支援を行います。
生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進	カウンセラーによる男女の心の悩みの相談や弁護士による女性のための法律相談を実施し、女性の自立を支援するとともに、講座などで心身の健康づくりを推進します。
D V 被害者支援体制の充実	D V に関する相談体制、関係機関の連携の強化による被害者支援の充実を図ります。

市民の役割

- ◆人権尊重、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の社会参画促進に関する講座・研修会などへの参加に努めます。
- ◆D V が犯罪であることを認識し、暴力を許さない意識づくりに努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
審議会などへの女性委員の登用比率	%	23.4	30.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	65.5%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 7 健康づくりを推進する

現状と課題

高齢化や疾病構造の変化が進行する中、健康寿命の延伸など健康に対する関心が高まっています。

本市では、各種がん検診、妊婦健康診査などの健康診査を実施するとともに、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防に重点を置いた取組を進めています。

さらに、「第2次食育推進計画」に基づき、食育を実践できる市民を増やすことに努めています。

誰もが生涯にわたり健康で暮らせるよう、市民一人一人に応じた健康づくりを行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、救命救急体制を強化する必要があります。

施策の展開

■健康診査の充実

市民一人一人のライフステージに応じた健康診査の受診促進に取り組みます。

■食育の推進

生涯にわたって健康的な食生活を考え、実践できる市民を増やせるよう、ライフステージに応じた食育の取組を推進します。

■生活習慣病の予防対策の推進

食事、運動など、健康づくりのサポートや生活習慣病の重症化予防のための保健指導を実施します。

■医療体制の充実

医療機関や関係団体との連携を図り、医療体制を確保するとともに、救命救急及び地域医療の充実を図ります。

■健康寿命の延伸

年齢を重ねても健康に活動できるよう、市民の健康寿命の延伸を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
各種健診などの実施	各種の健康診査を実施するとともに、その啓発を行うことにより、受診率の向上を図ります。
健康意識の啓発	健康相談、健康教室などの実施により、市民の健康に対する知識の普及と意識の啓発を行います。
救命救急体制の強化	ドクターカーを導入し、救命救急体制の強化に取り組みます。

市民の役割

- ◆健康管理のため、年齢に応じた健診の受診に努めます。
- ◆自分や家族の健康に関心を持ち、健康増進の行動に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
健康寿命（日常生活に制限のない期間）	年	男77.96 女81.90	男78.06 女82.05
重症化リスクが特に高い、高血糖、高血圧の人の割合	%	6.4	4.3

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「健康づくりプログラムを活用している」市民の割合	12.2%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 8 地域でともに支えあうしくみを充実する

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行を起因とする、一人暮らし世帯の増加など、家族形態の多様化により、生活に不安を抱いたり、援助を必要とする人が増えています。

市民一人一人の自立を地域全体で支えるため、高齢、障害、児童などの分野を超えた総合的な支援が求められています。

本市では、「地域福祉計画」に基づき、地域住民による身近なまちかど福祉相談所、サロンなどの小地域ネットワーク活動を推進しながら、“みんなですすめる地域福祉”に取り組んでいます。

地域のあらゆる力を合わせて、援助を必要とする人が必要なときに適切な支援を受けられる体制づくりを一層進めていく必要があります。

施策の展開

■ネットワークの充実

市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、援助を必要とする人を支え合うネットワークの充実を図ります。

■人材の育成と確保

市民による主体的な地域福祉活動が行えるよう、地域福祉活動に関わる人材の育成と確保を図ります。

■適切な生活支援と自立の促進

生活に困窮する人が自立して暮らせるよう、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく必要な支援を行うとともに、制度の適正な運用を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
地域福祉活動の仕組みの充実	誰もが住み慣れた地域で安心して自立して暮らせるよう、支え合いによる地域福祉活動の仕組みを充実します。
生活保護の適正実施	生活保護受給世帯の最低限度の生活保障、自立助長及び不正受給防止を目的に、生活保護制度の適正な実施に向けた体制を充実します。
生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金の支給、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援などによる、生活困窮者の自立支援を行います。

市民の役割

- ◆民生委員・児童委員が行う様々な活動への協力に努めます。
- ◆地域福祉活動への協力・参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
まちかど福祉相談所の相談件数	件	1,275	1,410
小地域ネットワーク活動（グループ援助活動）の回数	回	1,246	1,620

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「地域の福祉活動が活発に行われている」と思う市民の割合	37.0%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 9 高齢者の社会参加と自立支援を推進する

現状と課題

我が国の高齢化は、諸外国に例をみないスピードで進行しており、本市においても市民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況であり、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯及び認知症等による介護が必要な高齢者が増えています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防の取組をより一層推進するとともに、医療、介護などを一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

施策の展開

■高齢者の社会参加の支援

地域のまちづくり、支援を要する高齢者を支える活動などに、より多くの高齢者が社会参加できるよう、支援します。

■介護予防の推進

高齢者が健康で自立して暮らせるよう、社会参加を含めた介護予防の取組を一層推進します。

■介護サービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護のネットワークを構築し、一体的なサービスを提供するなど、介護サービスの充実を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
高齢者の社会参加活動への支援	高齢者の生きがいと健康づくりのため、介護予防や生活支援サービスの担い手の養成等を通じて、社会参加活動を支援します。
地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センターの課題対応機能の向上を図り、医療と介護のネットワークを始め、地域資源の幅広いネットワークづくりを支援するとともに、高齢者を取り巻く状況に応じたセンター運営を行います。

市民の役割

- ◆介護予防に関する取組への参加に努めます。
- ◆老人クラブ活動などの地域活動への参加に努めます。
- ◆支援が必要な高齢者への支え合い活動の参加に努めます。
- ◆介護に関する様々な情報の活用に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
地域包括支援センターの相談件数	件	6,329	6,700
介護予防事業の参加者数	人	29,502	31,361

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「高齢者が生きがいを持ち、健康で心豊かに暮らせる環境づくりが進んでいる」と思う市民の割合	23.1%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 10 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する

現状と課題

障害のある人の高齢化や障害の重度化が進行する中、国では、「障害者総合支援法」を始めとする関連法が施行されるなど、様々な施策展開が図られています。

本市では、こうした障害者施策に係る国の動向等に的確に対応するとともに、「障害者長期計画」及び「障害福祉計画」に基づき、相談支援を始め、就労支援、地域生活支援などの様々な取組を推進しています。

障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた取組を総合的かつ体系的に推進していく必要があります。

施策の展開

■発達支援システムの充実と推進

保健、福祉、教育に関わる機関や事業者との連携を強化し、支援を必要とする子どもへの発達支援システムを充実します。

■障害についての更なる理解の促進と相談支援の充実

障害について更に理解を促進し、差別の解消に努めるとともに、多様なニーズに対応した適切なサービスの提供を図るため、相談支援を充実します。

■就労支援の充実

地域で自立した生活ができるよう、障害者施設からの物品の優先調達を始め、就労訓練の充実、就労機会の確保などを進めます。

■地域生活に対する支援の更なる推進

福祉施設などから地域での生活へ移行するための支援を始め、地域生活を支援する施策を更に推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
障害福祉サービスの充実	訪問系・通所系サービスの充実、グループホームなどの居住の場の確保、就労支援の充実を図り、障害福祉サービスを充実します。
地域生活支援事業の推進	障害のある人の地域生活を支援するため、相談支援事業、社会参加を促進するための移動支援事業などの事業を推進します。

市民の役割

- ◆障害について更に理解を深める取組への参加に努めます。
- ◆障害のある人との交流の場への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
居宅介護（ホームヘルプ）のサービス利用量	時間/月	9,685	12,000
移動支援（ガイドヘルプ）のサービス利用量	時間/年	82,497	102,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「障害のある人に対するサービスや支援体制が整っている」と思う市民の割合	21.9%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 11 子育てしやすい環境を整備する

現状と課題

少子化、核家族化の進行、女性の社会進出など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み、育てることができる環境整備が必要です。また、質の高い幼児期の教育・保育の提供や子育て支援の充実が求められています。

本市では、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を着実に推進し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を図っています。

今後も、保護者が笑顔で子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進する必要があります。

施策の展開

■幼児期の教育・保育の質の向上

就学前の子どもに対して、質の高い教育・保育を実施するとともに、子育て世帯のニーズに合った保育の量と多様な保育サービスを提供します。

■地域の子ども・子育て支援の充実

地域子ども・子育て支援事業を充実するとともに、地域の子育て力を高めるため、子育てを支援する人材を育成します。

■要保護児童への対応の充実

子育てに関する相談体制を充実するとともに、地域全体で子どもを守るためのネットワークを強化し、児童虐待の未然防止に取り組みます。

重点取組項目

取組名称	取組概要
保育環境の整備	全ての子どもが必要な時に保育を受けられるよう、計画的に保育環境を整備します。
孤立しがちな家庭への支援	定期的な支援や見守りが必要な家庭に対して、各機関と連携しながら、育児支援、相談・助言等の支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組めます。
子育て支援の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

市民の役割

◆子育て情報を共有するとともに、子育て支援グループの活動などを通じて、地域で子育てを支えます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
保育所待機児童数（4月1日現在）	人	0	0
地域子育て支援拠点の利用者数	人	139,771	170,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「安心して子どもを産み育てることができるサービスや環境が整っている」と思う市民の割合	21.0%	

大綱 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

施策 12 安心できる環境衛生を確保する

現状と課題

社会経済活動の拡大や都市化の進展に伴って、環境や人の健康に影響を及ぼす事象が発生しています。また、万一発生すれば、社会全体にも大きな影響を与えかねない感染症の流行が懸念されています。

生涯にわたり健康に暮らすことは全ての人の願いであり、日々の生活が健康的に送れるよう、快適で安心して生活できる環境を確保するとともに、良好な公衆衛生の維持・向上を図る必要があります。

施策の展開

■感染症の予防

感染症の予防及び重症化を防ぐため、各種予防接種事業の実施や啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

■良好な環境衛生の維持

狂犬病の予防を始め、所有者が不明な猫の繁殖抑制、鳥獣の保護等を推進し、地域の環境衛生の向上を図ります。

■良好な生活環境の保全

市域の水路等で発生する害虫への対策、浸水被害発生時における被害世帯への消毒液散布など、良好な生活環境の保全に取り組みます。

重点取組項目

取組名称	取組概要
各種予防接種事業の推進	感染症予防の啓発を行い、予防接種の接種率の向上に努め、市民の健康増進を図ります。
環境衛生業務	飼犬登録及び狂犬病予防注射事務を通じて、狂犬病の予防を図るほか、所有者不明猫の繁殖抑制、鳥獣の保護等を推進します。

市民の役割

- ◆ 感染症の予防のため、予防接種を受けるよう努めます。
- ◆ 日頃から手洗い・うがいなどの感染予防に努めます。
- ◆ 生活環境意識の向上を図ります。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
B C G 接種率	%	99.0	99.5
狂犬病予防注射の接種率	%	61.5	76.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「感染症対策が充実している」と思う市民の割合	10.1%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 13 就学前教育を充実する

現状と課題

幼児期は、人と人とのつながりや周りへの興味や関心が広がるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。また、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション力の低下などが課題とされ、家庭教育と共に幼児教育の更なる充実が求められています。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行う幼保一体化も視野に入れ、教育・保育関係機関、家庭、地域との連携を深め、就学前教育の充実を図る必要があります。

施策の展開

■特色ある幼稚園づくり

幼児一人一人の発達や特性に応じた教育の充実、未就園児との交流の場の提供などを図るとともに、教育・保育関係機関、家庭、地域と連携した特色ある幼稚園づくりを推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
幼児期の発達に応じた教育の推進	教育・保育関係機関、家庭、地域との連携の下、年齢に応じた体力づくりなどを始め、幼児期の発達過程における特徴、課題に応じた教育を行います。

市民の役割

- ◆園、地域との連携に努めます。
- ◆園で行われる行事などへの参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
園行事等への未就園児、保護者、地域の方の参加者数	人	6,553	7,000
幼稚園での教育活動に対する保護者満足度	%	85.0	94.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「幼稚園教育が充実している」と思う市民の割合	17.4%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 14 学ぶ力を育成する

現状と課題

小・中学校は、子ども一人一人の確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育み、“生きる力”を育成する場です。

そのため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高める教育を推進するとともに、他人を思いやる心、生命尊重、自立心、責任感など、豊かな人間性を育む教育を推進することが求められています。

本市では、小中一貫教育を推進する中で、英語教育、ICT教育などに積極的に取り組んできたことにより、学力の向上など、その成果が着実に表れてきています。

今後も、小中一貫教育に係る国の動向を踏まえ、小中一貫校の設置や地域との連携を図る中で、特色ある学校園づくりをより一層推進し、子どもたちの学力・心力・体力を更に高めていくことが必要です。

施策の展開

■小中一貫教育の推進

小中一貫教育を推進し、確かな学力や心身共に健やかな子どもの育成に取り組み、小中一貫校を始め、子どもの成長に合わせた柔軟かつ効果的な教育体制の確立を図ります。

■時代に対応した教育の推進

教育環境のICT化をより一層推進するとともに、英語村事業を始めとする英語教育の充実を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
小中一貫校の設置	これまでの小中一貫教育の成果や国における小中一貫教育の制度化を踏まえ、小中一貫校の設置を進めます。
確かな学力の育成	I C T機器等を活用した“わかりやすい授業づくり”、言語活動や学びあいを大切にした授業改善に努めるとともに、教育活動全体を通じて道徳教育を充実する中で、確かな学力や心力を身につけた子どもの育成に取り組みます。
英語教育の充実	英語を学ぶ意欲やコミュニケーション力の育成を図るため、外国人英語講師の配置、英検の受検料補助などにより英語教育の充実を図ります。

市民の役割

◆児童・生徒の学ぶ習慣・意欲を育む環境づくりに努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
小学校全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国比	全国平均を1とした場合の数値	0.981	1.101
中学校全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国比	全国平均を1とした場合の数値	0.946	1.011

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「教育内容が充実している」と思う市民の割合	17.9%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 15 教育環境の整備・充実を図る

現状と課題

学校園施設は、園児・児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の避難所としても重要な役割を担っています。

本市では、幼稚園園舎棟、全小中学校の校舎棟・屋内運動場の耐震補強が完了していますが、引き続き、園児・児童・生徒が安全で快適に過ごすことができるよう学校園施設の整備、安全で安心な学校給食の提供など、引き続き、教育環境の充実を図る必要があります。

また、通学路については、警察など関係機関や地域と連携し、今後も、継続的に安全確保を図っていく必要があります。

施策の展開

■学校園施設の整備

園児・児童・生徒が安全で快適な生活が送れるよう、教育環境の充実を目指し、計画的に学校園施設の整備に取り組みます。

■通学の安全確保

交通指導員の配置や関係機関と連携した安全対策を実施し、通学の安全を確保します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
学校園施設の経年化対策	学校園施設の経年化に対する対策を計画的に実施します。
通学路の安全対策	児童への通学安全指導、関係機関と連携した通学路の安全対策など、登下校時の事故防止を図ります。
学校給食の運営	児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供するとともに、効率的・効果的な運営に取り組めます。

市民の役割

- ◆園児・児童・生徒の教育環境の充実に協力します。
- ◆子どもたちが安全で安心して登下校ができるよう協力します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
小中学校のプール改修の実施校数	校	13	25
小中学校の屋内運動場の屋根・床改修の実施校数	校	6	24

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「教育環境が充実している」と思う市民の割合	18.1%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 16 青少年の健全育成を推進する

現状と課題

核家族化、家族形態の多様化やスマートフォン、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の普及など情報化社会が進行する中、青少年を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、いじめ、不登校、引きこもり、インターネット有害サイトの氾濫など、青少年に関する課題は、深刻化かつ多様化しています。

本市では、学校・家庭・地域の連携を進め、家庭教育の充実、青少年の社会参加の促進及び交流の場の提供、地域コミュニティの活性化を図るなど、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組を着実に進めながら、放課後児童の安全・安心な居場所の充実を図るなど、更に青少年の健全育成を推進する必要があります。

施策の展開

■地域教育の活性化

地域全体で青少年を健全に育成するため、学校・家庭・地域が連携しながら地域教育の活性化を図るとともに、放課後児童の安全・安心な居場所の提供に努めます。また、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実と子育てに不安などを抱える家庭への支援を行います。

■青少年の健全育成

次代を担う青少年リーダーの組織力の強化を図るとともに、青少年活動の拠点整備・拡充に努めます。また、各種団体と連携しながら、青少年指導者の発掘・育成を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
放課後の居場所の充実	「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童が安全で安心して学習や体験活動ができる居場所の充実を図ります。
家庭教育力の向上	子育てに不安や悩みを抱える家庭への支援や家庭教育を学習する機会を提供し、家庭教育力の向上を図ります。
青少年リーダー組織の強化	自らの力で青少年事業や地域活動が展開できる青少年リーダーの養成に努め、青少年リーダー組織の強化を図ります。

市民の役割

◆学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
家庭教育サポーターの活動回数	回	5,250	8,000
子どもの安全見守り隊の登録者数	人	5,315	7,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「学校・家庭・地域が連携して青少年の育成を見守っている」と思う市民の割合	27.2%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 17 生涯学習を充実する

現状と課題

社会経済情勢の変化や個人の価値観の多様化に伴い、生涯学習の機会、内容等も変化しています。

誰もが、いつでも、どこでも学習できる環境整備や学習活動を通して、人のつながりを育むとともに、心豊かに生活を送ることが求められています。

今後も、あらゆる機会・場所において学習できる環境を整備し、生涯学習に関する多種多様な情報・機会を市民に提供するとともに、市民が生涯学習で得た学習成果を地域に還元できる取組を進めていく必要があります。

施策の展開

■学習活動の充実

市民が快適で安心して学習活動を行うことができるよう、生涯学習に関する情報提供や機会の確保と地域人材の養成等の活動支援を行います。

■読書環境・読書活動の充実

多様な市民ニーズに対応できる総合的な情報拠点として、図書館機能の充実を図り、更に効果的・効率的な運営を行います。また、子ども読書活動を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
学習体制の充実	企業・大学・事業者と連携し、情報提供、学習機会の確保に努め、市民ニーズに応じた学習体制の構築を図ります。
図書館機能の充実	快適・便利な図書館となるよう、ICTの活用や読書推進施策の充実を図り、市民との協働や民間活力をいかす運営に努めます。
子ども読書活動の推進	学校や家庭での子ども読書推進を図る「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進します。

市民の役割

- ◆学習活動に参加し、知識の蓄積や情報の収集に努めます。
- ◆学習活動により得た知識や情報を地域社会にいかします。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
市民一人当たりの生涯学習活動回数	回	7.7	8.3
図書館の市民一人当たりの貸出冊数	冊	5.0	5.4

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「生涯学習の機会や情報の提供が充実している」と思う市民の割合	18.4%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 18 文化の振興を図る

現状と課題

「文化振興条例」に基づき、文化芸術の活動・発表・鑑賞の場の提供、市民が気軽に参加できる環境づくりなど、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後も、文化芸術に親しむ機会を増やすとともに、特に青少年が文化芸術に触れ合うきっかけを作りながら、文化芸術活動の担い手の育成に取り組むなど、より一層、文化の振興を図る必要があります。

また、市内に存在する様々な文化財を保存するだけでなく、積極的に有効活用を図り、次世代に文化や歴史等を継承していく必要があります。

施策の展開

■文化振興の推進

市民が文化芸術に親しみ、自らの手で新たな文化を創造するため、多様な発表の場や文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、未来の文化芸術活動を担う後継者の育成等を推進します。

■文化財の保護、継承と活用

文化財を良好な状態で保存することに加え、伝統的行事などの地域文化資源の継承と活用を通じて、文化財保護への意識や市民の郷土への愛着を高めます。

重点取組項目

取組名称	取組概要
文化振興のための環境整備	地域交流や文化振興の拠点としてアルカスホールをより一層活用するとともに、文化に関わるきめ細かな情報発信を行い、文化振興のための環境づくりを推進します。
文化芸術活動の活性化	活動・発表・鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成や新たな参加者の獲得など、文化芸術活動の活性化を図ります。

市民の役割

- ◆文化芸術活動への参加に努めます。
- ◆自主的な文化芸術活動の中で活動の担い手を育みます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
文化振興事業の参加者数	人	48,343	59,300
アルカスホールの入場者数	人	75,118	79,300

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「展示会・コンサートなど、文化・芸術活動が活発に行われている」と思う市民の割合	31.7%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 19 スポーツ活動を推進する

現状と課題

健康意識の高まりやライフスタイルの多様化を始め、スポーツ庁の創設、東京オリンピック・パラリンピックの開催など、スポーツに対するニーズや競技力強化の機運はますます高まっています。

本市では、誰もがそれぞれの目的や体力に応じたスポーツ活動に親しめる機会を提供してきました。

今後も、それぞれのライフスタイルや目的に合わせ、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、競技スポーツの普及、競技力向上を目指した取組を推進する必要があります。

施策の展開

■スポーツ活動の充実

生涯スポーツへの参加機会の充実に努めるとともに、より高いレベルの競技者の育成を目指し、競技スポーツの振興を図ります。

■スポーツ活動のための環境づくり

市民が安全で快適に利用できるよう、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、市民ニーズに応じ、施設の利活用を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
生涯スポーツの推進	生涯スポーツへの参加機会の充実に努めるとともに、スポーツリーダーズバンク制度を活用し、市民が気軽にスポーツ活動に親しむ機会の充実に取り組みます。
競技スポーツの振興	競技スポーツの普及、競技力の向上を目指し、高いスポーツ技術に触れる機会と指導の充実に図ります。
施設の整備・充実	市民が安全で快適に利用できるよう、社会体育施設の整備・充実に取り組みます。

市民の役割

◆自分に合ったスポーツ活動への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
各種スポーツ事業の参加者数	人	25,234	29,500
市民体育館の延利用者数	人	167,583	196,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「スポーツ活動の環境が整っている」と思う市民の割合	21.7%	

大綱 3 夢を育む学びのまちづくり

施策 20 国内外の交流を推進する

現状と課題

和歌山県すさみ町、アメリカ・ニューポートニュース市、カナダ・オークビル市と姉妹・友好都市提携を結び、文化、教育、青少年、スポーツなど幅広い分野で交流事業を実施しています。

今後も姉妹・友好都市との交流を通じ、市民一人一人が豊かな感覚を育み、国内・国際親善の意識高揚を促進していく必要があります。

また、異なる文化や習慣を理解し、お互いに尊重し合う社会の実現が求められる中、本市においても、在住外国人が地域社会の一員として活躍できる環境づくりが必要です。

施策の展開

■国内交流の推進

友好都市である和歌山県すさみ町と、文化・スポーツ交流や特産物販売事業など、市民参加型の相互交流を進めます。

■国際交流の推進

関係機関等と連携し、アメリカ・ニューポートニュース市、カナダ・オークビル市と友好親善を深めるとともに、市民の外国人に対する理解や交流を進めます。

■多文化共生社会の実現

在住外国人が暮らしやすい環境整備を進めるとともに、在住外国人との交流の場を提供し、市民の国際感覚を高めながら多文化共生社会の実現を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
多文化共生の推進	在住外国人の生活をサポートするための取組や、市民が異なる文化や習慣を知ること、外国人に対する理解を深める取組を実施します。

市民の役割

◆外国人との交流などを通じ、国際感覚を高めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
多文化共生事業の参加者数	人	2,600	4,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「国際交流が盛んである」と思う市民の割合	7.2%	

大綱 4 快適でうるおいのあるまちづくり

施策 21 計画的なまちづくりを推進する

現状と課題

ゆとりやにぎわい、潤いのある都市空間の創出を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づき、土地地区画整理事業、地区計画制度の活用など、地域の実情・特性にあったまちづくりを計画的に進めています。

今後も、市の持続的発展と秩序ある整備を進めるため、目指すべき将来都市像を明確化するとともに、その実現に向け、市全体の土地利用の在り方、まちづくりの方向性等を検討し、各施策・事業を推進していくことが必要です。

施策の展開

■地域特性をいかしたまちづくりの推進

第二京阪道路沿道の小路地区、ふるさとリーサム地区などにおいて、市民と協働して地域特性をいかした計画的なまちづくりを推進します。

■長期間未整備の都市計画施設の対応

適正かつ合理的な土地利用を図るため、長期間未整備の都市計画施設（道路、公園など）の在り方について検討するなど、効果的なまちづくりを推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
小路地区のまちづくりの推進	小路地区で設立された土地区画整理組合の支援を行い、土地区画整理事業、地区計画制度の活用など、地域特性をいかしたまちづくりの取組を市民と協働して推進します。
ふるさとリーサム地区のまちづくりの推進	ふるさとリーサム地区で設立されたまちづくり協議会等の支援を行い、狭あい道路の拡幅整備など、地域特性をいかしたまちづくりの取組を市民と協働して推進します。
都市計画公園の再編	都市計画公園については、代替地の確保の可能性及び社会情勢を踏まえた整備の実現性の評価などにより、再編を行います。

市民の役割

◆まちづくりに関心を持ち、地域特性をいかしたまちづくりに参画します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
地区計画の決定地区数（累計）	箇所	23	29

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「地域の特性をいかした計画的なまちづくりが行われている」と思う市民の割合	19.0%	

大綱 4 快適でうるおいのあるまちづくり

施策 22 良好な住宅・住環境を創出する

現状と課題

「住生活基本法」において、“量”の確保から“質”の向上へ、将来世代へ良質なストックを承継していくことを主眼とした住宅計画への転換が図られてきました。

市民が愛着や誇りを持って住み続けられるよう、快適で魅力のある安全で安心なまちづくりを推進するため、ゆとりのある生活環境を創出するとともに、おもむきのある景観の形成・維持を更に図る必要があります。

ライフスタイルの変化等により、多様化・高度化する市民の住環境ニーズに的確に対応するため、「住宅マスタープラン」に基づく住宅施策を推進するとともに、安全・安心、快適に暮らすことができる住宅・住環境の整備をより一層進めていくことが重要です。

施策の展開

■良好な住環境の形成

市民・事業者の理解と協力の下、地域の特性をいかしながら、周辺地域と調和のとれた景観の形成を推進するとともに、おもむきのある景観の創出を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

■公的住宅等の在り方の検討

市営住宅だけでなく、府営住宅などの公的賃貸住宅、民間の賃貸住宅を含めた住宅施策を見据え、地域のまちづくりと整合性を図った一体的な再編整備を行うことにより、良好な住環境の創出を推進します。

■住宅政策の推進

「住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進を図り、誰もが安心して暮らせる魅力ある住まいの実現を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
おもむきのある景観の形成	「景観条例」に基づき、景観計画区域内において景観重点地区の指定や行為についての規制・誘導を行い、本市独自の景観や地域特性に応じたおもむきのある景観を形成します。
市営住宅の再編整備	公的賃貸住宅、民間の賃貸住宅などの一体的な住宅施策を見据え、余剰地の有効活用を図るなど良好な住環境の創出を推進します。
計画的な住宅施策の推進	地域との連携により老朽空き家の解消を図るなど、「住宅マスタープラン」に基づき、計画的な住宅・住環境の整備を推進します。

市民の役割

- ◆良好な景観形成に自ら努めるとともに、「景観基本計画」に即した「景観計画」に協力するよう努めます。
- ◆所有、管理又は居住する建物の適正な維持管理に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
景観重点地区の指定箇所数	箇所	11	20

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「快適な生活環境や美しいまちなみが確保されている」と思う市民の割合	27.1%	

大綱 4 快適でうるおいのあるまちづくり

施策 23 四駅周辺のまちづくりを推進する

現状と課題

寝屋川市駅・香里園駅周辺での市街地再開発事業により、土地の高度利用を促進し、生活、文化、交流などの様々な都市機能を高めるとともに、それぞれの駅周辺の地域特性をいかした特色ある市街地の形成を図ってきました。

これからも持続的に魅力ある都市として発展していくためには、市の玄関口である駅周辺のまちづくりを継続して着実に推進し、利便性、快適性に優れた都市環境を整備することが求められています。

まちの魅力の更なる向上を目指し、地域特性や市民ニーズを踏まえ、それぞれの駅周辺にふさわしいまちづくりを推進するとともに、地域を主体としたまちづくりへの支援を行い、市民と協働してまちづくりを推進していくことが必要です。

施策の展開

■連続立体交差事業によるまちづくりの推進

香里園駅周辺における交通渋滞の解消及び市街地の一体化による都市機能の向上並びに高架下の利用による地域活性化のため、京阪本線連続立体交差事業の推進に努めます。

■鉄道四駅につながる道路整備やまちづくりの推進

東寝屋川駅前線沿道地区については、土地区画整理事業と街路事業を併用するなど、より効果的な事業実施を目指すとともに、駅につながる都市計画道路については、関係機関と連携を図り、対馬江大利線の整備、萱島堀溝線の整備手法の検討を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
京阪本線連続立体交差事業の推進	事業に係る用地の取得を着実に進めるなど、京阪本線連続立体交差事業を推進します。
東寝屋川駅前線沿道地区まちづくりの推進	東寝屋川駅前線沿道地区については、まちづくり協議会等の支援を行い、土地区画整理事業等の実施に向けた合意形成を図り、沿道市街地と都市計画道路東寝屋川駅前線の一体的な整備を推進します。

市民の役割

◆地域を主体としたまちづくり活動への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
京阪本線連続立体交差事業に係る用地取得率	%	1.1	100.0
都市計画道路東寝屋川駅前線事業の進捗率	%	46.2	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「駅周辺が魅力ある空間である」と思う市民の割合	29.3%	

大綱 4 快適でうるおいのあるまちづくり

施策 24 安全で安定した上下水道サービスを提供する

現状と課題

上下水道の組織統合を契機として、市民サービスの向上と簡素で効率的な事業運営に努めるとともに、経常経費の抑制を図り、財政の健全化による経営基盤の強化を図ってきました。

水道事業においては、水道施設・管路の経年化に伴う更新、耐震化などの施設水準の向上が求められています。配水量が減少傾向にある中、計画的に管路の更新、耐震化事業及び維持管理業務等を推進し、安全で安心な水道水の安定供給を確保していくことが必要です。

下水道事業における公共下水道（污水）の整備については、概ね完了していますが、今後は、下水道施設の経年化対策、災害時等における機能確保・被害最小化への対策など、“建設・整備”から“維持管理・改築”へ重点を移した計画的な施策の推進が必要です。

施策の展開

■経年化施設の更新及び耐震化

経年化した水道管及び送・配水施設の更新と耐震化により水道水の安定供給を推進します。

■上下水道施設の適切な維持管理

導水・送配水管、給水管、公共下水道管等のより適切な維持管理の充実を図ります。

■水質管理体制の充実

水質検査の実施により、安全で安心な水道水の供給に努めるとともに、水質管理業務の充実を図ります。

■経営基盤の安定

施設の更新、維持管理を着実に進めるため、業務効率化による経費の削減やあらゆる財源の確保など、経営基盤の安定化を図ります。

■下水道施設の経年化対策の推進

経年化が進んでいる下水道施設を計画的に改築します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
経年化した水道管の更新及び耐震化	経年化した水道管を耐震管に更新することにより、水道管の耐震化及び災害時の応急給水対策を推進するとともに、民間事業者と災害時における応援協定を交わすなど、緊急復旧体制を構築します。
配水池の耐震化	高宮あさひ丘配水場の耐震化を推進します。
下水道施設の長寿命化	「下水道長寿命化計画」に基づき、下水道施設の改築を行います。

市民の役割

◆ 貴重な水を大切に使用し、水源を汚さないよう適正な排水に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
更新した水道管の延長合計	m	27,600	49,500
配水池の耐震化率	%	70.6	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「水道水は、安全でおいしい」と思う市民の割合	42.9%	

大綱 4 快適でうるおいのあるまちづくり

施策 25 利便性の高い快適なまちをつくる

現状と課題

高齢化が進行する中、買い物等日常生活の利便性を向上させるためには、更なる公共交通機関の充実や快適な道路環境の創出が必要です。

本市では、第二京阪道路のアクセス道路や都市計画道路寝屋川駅前線の整備を進めるとともに、バス路線網の再編等に取り組んできました。

引き続き、対馬江大利線を始めとする都市計画道路を整備するとともに、鉄道駅周辺における放置自転車対策等に取り組まなければなりません。

また、本市における橋梁は昭和50年以前に建設したものが約7割を占めることから、安全性、快適性の確保を図るため、効率的・効果的な修繕等を行う必要があります。

施策の展開

■都市計画道路の整備

対馬江大利線の早期完成を目指し、事業を推進します。また、大阪府事業の梅が丘高柳線については、引き続き、大阪府と協力し事業を促進します。

■交通環境の整備推進

歩行者等が安全で快適に通行できるよう、橋梁や道路の舗装修繕工事等を計画的に実施するとともに、引き続き、放置自転車や迷惑駐車対策を推進します。

■公共交通等の整備促進

周辺市との広域連携を見据え、タウンくる、路線バス等の運行に係る見直しにより公共交通等の利用促進を図るなど、多様な交通手段による日常生活の利便性の向上を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
都市計画道路対馬江大利線（密集住宅地区区間）の整備	歩行者、自転車等の安全確保と駅へのアクセス性の向上を図るため、京阪寝屋川市駅西側から府道木屋門真線までの区間を整備します。
安全で快適な道路環境の確保	「橋梁長寿命化修繕計画」や「舗装修繕計画」に基づき、計画的に修繕等を行い、快適な道路環境を確保します。
放置自転車等対策の推進	放置自転車等に対する啓発・指導及び撤去活動を行い、公共の場所の良好な空間を確保します。

市民の役割

- ◆交通安全に係る出前講座や自転車安全利用講習会への参加に努めます。
- ◆駅周辺等に自転車を放置しません。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
放置自転車の台数（日中）	台	4,527	3,000
都市計画道路対馬江大利線事業（密集住宅地区区間）の進捗率	%	0.0	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「歩行者にやさしい道路整備が進んでいる」と思う市民の割合	16.2%	

大綱 4 快適でうるおいのあるまちづくり

施策 26 水とみどり豊かなまちをつくる

現状と課題

公園や緑地は、市民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、良好な都市景観の形成、防災機能の向上、ヒートアイランド現象の緩和などにも寄与します。

本市では、寝屋川せせらぎ公園、幸町公園等の親水空間を整備することにより、一級河川寝屋川の再生を図るとともに、市の木である桜の植樹や保全を進めるなど、積極的に緑化を推進してきました。

引き続き、身近にみどりを感じてもらえるよう、水辺環境の保全や緑化の推進など、水とみどり豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

施策の展開

■みどり豊かなまちの実現

みどり豊かで快適な都市空間を創出するため、公園・緑地の整備を進めるとともに、友呂岐緑地サクラ保全事業及び協働による花いっぱい植栽事業、公共施設植栽事業など彩り豊かな緑化を推進します。

■市民が親しめる水辺空間の創出

市民との協働による河川・水路の維持管理や水辺環境の整備を通じて、市民が親しめる水辺空間の創出を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
公園・緑地の整備	市民が自然とふれあえる場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難場所として、都市計画公園等の整備を推進します。
緑化の推進・保全	サクラ保全事業等を推進するほか、緑地、保存樹等を保全するとともに、市民との協働による緑化を推進します。
水辺環境の整備と保全	市民との協働により、河川・水路の水辺環境の整備と保全を進めます。

市民の役割

- ◆みどりのまちづくり活動などへの参加に努めます。
- ◆河川、公園などの公共空間の環境美化に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
公共施設などの植栽本数（累計）	本	446,228	458,000
水辺の整備・保全活動の参加者数	人	3,903	4,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「身近に公園・緑地がある」と思う市民の割合	58.8%	

大綱 5 環境を守り育てるまちづくり

施策 27 環境に配慮したまちづくりを推進する

現状と課題

地球規模の課題である温暖化問題については、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が進んでいます。

本市では、「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」に基づき、「環境基本計画」「地球温暖化対策地域計画」と連動した二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギーの導入を市が進めるとともに、「美しいまちづくり条例」に基づき、市民・事業者・行政が協働して環境に配慮したまちづくりを進めています。

地球環境の問題は、市民生活に深刻な影響を及ぼす重要な課題であることから、市民との協働により、全市的に取り組む必要があります。

施策の展開

■地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出抑制に向け、環境に配慮した暮らしと社会づくりを進めます。

■美しいまちづくりの推進

市民との協働により、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを推進します。

■公害防止対策の推進

公害を未然に防止するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などについて、法令などに基づき規制・監視・指導を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
温室効果ガスの排出抑制	市役所を始め市域で排出される温室効果ガスの排出量の削減に取り組むとともに、自治会集会所等への太陽光パネル設置補助など、地球温暖化対策の推進を図ります。
安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりの推進	美しいまちづくり推進員と協働して、環境に関する啓発・指導を実施するなど、美しいまちづくりを推進します。

市民の役割

- ◆ 太陽光などによる再生可能エネルギーの利用に努めます。
- ◆ 日常生活や事業活動での省エネルギー行動に努めます。
- ◆ 自宅周辺や地域における清掃活動に参加します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
公共施設の電力使用によるCO ₂ 排出量（クリーンセンター、緑風園、浄水場を除く。）	t-CO ₂ ※	6,840	6,430
市のガソリン・ガスなどの燃料使用によるCO ₂ 排出量	t-CO ₂ ※	3,296	3,098

※ 「t-CO₂」（トンシーオーツー）とは、二酸化炭素の排出量を表す単位となっております。

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「地球温暖化防止に向けた取組の啓発活動など、温暖化対策が適切に行われている」と思う市民の割合	9.3%	

大綱 5 環境を守り育てるまちづくり

施策 28 ごみの減量・資源化を推進する

現状と課題

限りある資源を有効に利用する資源循環型社会の形成に向け、貴重なエネルギー源の一つとして廃棄物の有効活用などが求められています。

このため、市民一人一人の環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が協働して、地域ぐるみでごみの減量・再資源化を進めるなど、環境にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

■ごみの分別・リサイクルの推進

ごみの発生抑制・減量・再使用・再利用の4原則に沿って、市民・事業者への啓発を行い、意識の向上を図るなど、ごみの分別・リサイクルを推進します。

■市民活動への支援

資源集団回収活動の取組など、地域や市民の自発的なリサイクル活動を支援します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
ごみの減量・再資源化に関する啓発・市民活動への支援	生ごみの水切り、分別排出等の啓発を進めるとともに、資源集団回収活動など、市民の自発的なリサイクル活動に対して支援します。
事業所ごみの減量、適正処理の啓発・指導	事業所ごみの減量・再資源化の促進を図るため、減量計画書などに基づき、適正処理のための啓発・指導を行います。

市民の役割

- ◆再生品の率先した使用、適正な分別排出等、資源を大切にしたライフスタイルの実践に努めます。
- ◆自治会、子ども会などが行う資源集団回収への参加に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
市民一人当たりのごみ排出量	g/日	874.5	837.8
リサイクル率	%	21.8	27.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「ごみの減量とリサイクルの取組が進んでいる」と思う市民の割合	49.4%	

大綱 5 環境を守り育てるまちづくり

施策 29 廃棄物を適正に処理する

現状と課題

本市のごみ処理施設は適正な運転管理に努めているものの、老朽化が進んでいることから、その安定稼働を行いながら、環境や安全、循環型社会の実現に配慮した新ごみ処理施設の建設を進めます。

一般家庭ごみの収集運搬を効率的かつ安定的に実施することは、生活環境の保全を図る上で重要です。

また、し尿処理については、引き続き、公共下水道への放流を行うとともに、くみ取り世帯や浄化槽世帯に対し、公共下水道への接続を推進する必要があります。

施策の展開

■効率的な収集運搬の推進

一般家庭ごみの収集運搬業務の民間委託を進め、より効率的な収集・運搬を実施します。

■ごみ処理施設の適正管理と建設

現ごみ処理施設を適正に運転管理するとともに、新たなごみ処理施設の建設工事を推進し、安全で安定した施設運営を行います。

■し尿の処理

なわて水みらいセンターからの下水処理水を継続利用することにより、処理コストの削減を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
新ごみ処理施設の建設及び適正管理	環境負荷が少なく、エネルギーを有効利用し、市民に親しまれる新たなごみ処理施設を建設し、適正な運転管理を行い、安全かつ安定した施設運営を図ります。

市民の役割

◆ごみの減量や分別排出を適切に行います。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
ごみ収集の民間委託率	%	47.7	55.0
熱回収率（ごみ焼却時に発生する熱の利用）	%	0.5	50.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「ごみ収集及び処理が効率的かつ適正に行われている」と思う市民の割合	56.2%	

大綱 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

施策 30 地域産業の活性化を推進する

現状と課題

人口構造の変化に伴う後継者不足、流通のグローバル化による国内外の競争の激化などにより、中小商工業者・農業従事者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、地域経済に影を落としています。

このような中、市域の商業、工業、農業の産業間での連携を強化し、その相乗効果を地域の活性化につなげていくことが求められています。

本市では、「産業振興条例」に基づき、商・工・農の活性化を図り、産業振興を進めています。

中小商工業者の活力向上や農業の再生による本市の地域経済の発展を図るため、商・工・農の連携、協働を推進する必要があります。

施策の展開

■地域性のある独自の商品開発などの推進

寝屋川産品の創製、ユニークなビジネスモデルの開発、人材育成などを目的にしたベンチャービジネスコンテスト等を活用し、地域性のある商品開発などを推進します。

■商・工・農の各分野の連携・協働の推進

産業振興のための連絡調整会議、商・農連携を目指す“野菜の見本市”、分野・異業種連携のビジネスプランの提案を求めるベンチャービジネスコンテスト協働部門など、異分野、異業種が継続的に交流できる場をつくりま

す。

■新たな産業活性化事業の推進

商・工・農の連携、協働を念頭に、事業者・産業経済団体の視点で寝屋川産品の開発・販路開拓や商業イベントの企画・実施等を促進するなど、地域産業の活性化を目指します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
産・学・公の交流連携の推進	市内企業間の交流や情報交換、新製品・新技術の研究開発を支援するとともに、ベンチャービジネスコンテストの開催など、産・学・公の交流をより進めます。
地域産業の連携、協働の支援	六次産業化など、商・工・農の連携、協働を支援します。
産業振興センターの機能強化	経営支援相談や情報提供、情報化支援、産学連携への支援、後継者・起業家育成を始めとする各種セミナーの開催などを通じて、工業の活性化に向けた取組を推進します。

市民の役割

- ◆地産地消、市域内消費の拡大に協力します。
- ◆産業経済団体又は市が行う産業の振興に関する施策・事業に協力します。
- ◆事業者は、地域性のある産品等を活用した魅力ある商品開発・販路開拓に取り組めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
ベンチャービジネスコンテスト応募件数	件	130	200
産業振興のための意見交換会の開催回数	回	2	5

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「寝屋川市の商・工・農は、近隣市と比べて活気がある」と感じる市民の割合	10.8%	

大綱 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

施策 31 商業の振興を図る

現状と課題

商業は、地域住民に豊かな消費生活の提供を通じて、暮らしの向上を支援する重要な役割を担っています。

その中心を担う商店街等は、暮らしを支える生活基盤、消費の場だけでなく、多様なコミュニティ機能を担っており、市民が安全・安心に生活できる環境の維持に大きく貢献しています。

市内商業が活性化していくためにも、商業者と行政が知恵を出し合い、連携、協働し、地域に密着した特徴ある取組を進めるとともに、各種支援制度を積極的に活用するなど、にぎわいあるまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

■消費者ニーズに対応した商店街等の活性化促進

街路灯、アーケード及び駐車場の施設整備・改修など、地域に密着した魅力ある商店街づくりを支援します。

■新しい商業活動への支援

様々な媒体を利用した情報の提供・啓発や新たな商業活動への支援を通じ、商店街等の活性化を図ります。

■高齢化に対応した商店街づくりの促進

高齢化に対応できる施設整備や多様な販売方法に加え、地域の安全・安心に寄与する機能の強化などを支援します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
魅力ある商店街づくりの推進	高齢化に対応できる安全・安心にも配慮した商業施設などの整備を支援し、魅力ある商店街づくりを推進します。
商業活性化総合支援事業の推進	コミュニティ機能の充実、商店街等の魅力アップ等につながる事業や、個性的・機能的な業種構成を促進するため、空き店舗などを活用する取組を推進します。
消費拡大や消費意欲の向上	市域の商業活性化を図るため、プレミアム付商品券等発行事業や特産品の創製事業について支援を行います。

市民の役割

◆地域の商店街等に関心を持ち、積極的な利用に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
商店街等の活性化事業への申請件数	件	13	25
商店街等の空き店舗件数	件	73	50

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「市内で買い物がしやすい」と思う市民の割合	62.1%	

大綱 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

施策 32 工業の振興を図る

現状と課題

国では、経済対策を始め、中小企業の設備投資を促進する施策を積極的に実施されており、我が国のものづくり中小企業の競争力強化が図られているところです。

このような中、本市では、工業の振興・活性化を図るため、モノづくり元気企業の認定や中小企業経営・技術支援事業、経営支援アドバイザーによる支援等を行っています。

今後も、社会経済情勢や地域ニーズの変化を的確に捉え、市内中小企業への支援施策を展開する必要があります。

施策の展開

■ 中小企業への支援

中小企業の技術力・競争力・販売力の強化、人材・後継者育成、経営の高度化などを支援し、市内工業の活性化を図ります。

■ 競争資金獲得の支援

国等の中小企業向け開発研究や技術革新のための補助制度の活用による資金等の獲得ができるよう、経営支援アドバイザーによる支援をより強化し、市内ものづくり企業等の活性化を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
経営の活性化、技術力の強化への支援	経営・技術支援、人材育成事業などの各種支援制度の充実、市内中小企業展の開催などを行います。
産学連携、企業間交流の推進	市内企業、大学等の共同研究等の連携事業や市内企業間の交流事業を支援します。

市民の役割

◆工業は、我が国の技術力の発展や輸出力向上に寄与しているとともに、環境問題解決など市民生活にも重要な役割を果たしていることについて理解をより深めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
経営支援の相談件数（製造業）	件	478	650
中小企業経営・技術支援事業の申請企業数	件	29	45

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「産業振興センター（にぎわい創造館）を知っている」市民の割合	26.1%	

大綱 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

施策 33 農業の振興を図る

現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足による離農、農地の遊休化など、本市の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、相続等により非農家の農地取得から宅地等へ転用されるなど、農地は減少傾向にあることから、まちづくりと一体的に農地保全を図ることが求められております。

都市化が進む中、農地は、作物の生産だけでなく、景観、保水など多面的な機能を有しています。

今後も、効率的かつ効果的に農地の保全と都市農業の振興を図り、“農あるまちづくり”を進めていく必要があります。

施策の展開

■農地の保全

効率的かつ効果的に農地の保全に努めるとともに、遊休農地の活用を促進します。

■地産地消の推進

安全で新鮮な地元農産物を供給し、市域において生産と消費が連携した地産地消、旬産旬消の取組を推進します。

■都市農業の振興

レンゲ開放農地や防災協力農地の推進など、農地の持つ多面的機能をいかすとともに、農業振興団体との連携、農作物の生産支援などを通じて、農業の経営安定を図り、農業の活性化を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
地元農産物の消費拡大	新鮮で安全な地元農産物の消費拡大に向けた取組を推進します。
貸農園の推進	“農”と接することにより、市民に農産物を生産する喜びを感じてもらうため、遊休農地を貸農園などに活用していきます。
レンゲ開放農地等の推進	レンゲ等の植栽による農地一般開放に加え、災害時における防災協力農地登録の促進などを通じ、“農あるまちづくり”を推進します。

市民の役割

◆農業への理解をより深め、市域における農産物の積極的な消費に関心を持ちます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
地元農産物の消費量	kg	43,985	73,600
貸農園の区画面積	m ²	1,023	4,620

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「市内で生産した農作物を購入したい」と思う市民の割合	57.3%	

大綱 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

施策 34 消費者保護を推進する

現状と課題

高齢化、情報化などが進行する中、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、それに伴い、消費者被害の内容も、消費者の安全・安心を脅かすような諸問題の発生、多大な財産被害を与える詐欺的悪質商法の横行など、多様化・複雑化しています。

そのような中、様々な環境の変化に対応するため、消費者庁や大阪府を始め、その他関係機関と密接に連携するなど、相談体制の充実を図ってきました。

今後も、消費生活センターの運営体制を充実するとともに、消費者問題に関する迅速な情報収集・提供などを通じ、消費者が正しい知識を持って自立的な消費行動が行えるよう啓発活動を進める必要があります。

施策の展開

■消費者教育の推進

関係機関との情報交換を行うなど、迅速な情報収集・提供を通じ、消費者問題に関する啓発活動を行うとともに、消費者教育を推進し、正しい知識を持った自立的な消費行動の普及を目指します。

■消費生活相談の強化

多様化・複雑化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応できるよう、消費者庁・大阪府を始め、その他関係機関との連携をより強化するとともに、消費生活相談員による相談業務の一層の充実を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
消費者への情報提供・啓発	市広報紙、市ホームページにおける情報内容の充実や消費生活講座、出前講座等での積極的な情報提供を通じ、正しい知識と自立的な消費行動について啓発します。
消費生活相談の推進	パイオネット（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を有効に活用し、迅速かつ的確な消費生活相談を実施します。

市民の役割

- ◆消費生活に関する情報収集を行うとともに、知識の習得に努めます。
- ◆正しい知識を持った自立的な消費行動を行います。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
消費生活講座などへの参加者数	人	986	1,200
消費生活相談の処理率	%	97.9	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「消費生活センターからの情報が役に立っている」と思う市民の割合	13.2%	

大綱 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

施策 35 市域の労働力の活用を推進する

現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少する中、社会の担い手となる若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会と、高齢者が培った能力や経験をいかし、生涯現役で活躍し続けられる社会等の実現が必要です。

本市では、市民が身近な地域で就労相談を受けられるよう地域就労支援センターを設置し、日常的に就労支援等を行っています。

今後も、関係機関との連携の下、雇用・就労施策の充実を図る必要があります。

施策の展開

■雇用・就労機会の確保・促進

関係機関と連携し、雇用・就労機会の確保・促進を図るとともに、大規模商業施設の出店等の機会にあっては、市民の雇用確保・推進に向け、当該事業者等に積極的な働きかけを行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
地域就労支援事業の推進	地域就労支援センターでの就労相談や情報提供を始め、職業能力開発事業、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同就職面接会等の開催を通じて、雇用・就労機会の拡大、創出を図ります。
自立支援のための職業紹介事業の推進	生活保護受給者に加え、生活困窮者、ひとり親世帯の求職者に対し、無料職業紹介を通じて、登録企業に就職をあっせんします。

市民の役割

◆事業者は、雇用・就労機会の拡大、創出に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
地域就労支援センターへの相談から就労に結びついた件数	件	19	43
三市合同就職面接会の採用者数	人	4	34

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「きめ細やかな就労支援サービスが提供されている」と思う市民の割合	7.4%	

大綱 7 市民が主役のまちづくり

施策 36 コミュニティの活性化と協働を推進する

現状と課題

人口減少、少子高齢化、核家族化などが進行し、市民ニーズが多様化・複雑化する中、魅力と活力ある地域社会を構築していくためには、市民・地域・団体・事業者の力を結集し、その力を発揮し合いながら、まちづくりを進めていくことが重要です。

本市では、「みんなのまち基本条例」に基づき、市民と行政が信頼関係を深めながら、協働によるまちづくりを推進しています。

今後、市民が主役のまちづくりを進めていくためには、地域の力を結集し、自らの力で地域の課題を解決する地域協働の取組を一層推進することが必要です。

施策の展開

■市民による公益活動の促進

市民による公益活動を促進するため、多様な団体等の活動を支援します。

■地域協働による地域課題解決の支援

地域のニーズに応じたきめ細やかなまちづくりを進めるため、地域住民が自発的に地域課題を発見・共有し、地域の力で課題を解決するため、様々な支援を行い、地域協働を効果的に推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
地域協働の推進	地域の課題を地域で解決する地域協働協議会の取組を支援するとともに、地域担当職員の能力向上を図ります。
「みんなのまち基本条例」の周知・啓発	“市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組む”とする条例の基本理念についての周知、啓発等に取り組みます。

市民の役割

◆「みんなのまち基本条例」制定の意義やその趣旨について理解し、地域活動や地域のまちづくりに参画します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
地域協働協議会の活動回数	回	552	1,400
地域協働協議会が行う活動・事業への延べ参加者数	人	—	23,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「自治会や小学校区での地域活動が盛んである」と思う市民の割合	45.1%	

大綱 7 市民が主役のまちづくり

施策 37 情報発信を充実する

現状と課題

市民の市政への参画や協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民が必要とする情報を分かりやすく提供し、情報の共有を図ることが重要です。そのため、市民が容易に情報を入手することができる環境整備が不可欠であり、これまでの紙媒体やホームページに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンのアプリケーション等も活用するなど、時代に即した多様できめ細かな情報発信が求められています。引き続き、情報提供と情報公開の充実を図り、行政の説明責任を果たすとともに、社会保障・税番号制度に対応した個人情報の保護を推進していく必要があります。

施策の展開

■情報発信機能の充実

スマートフォンに代表される小型端末に対応した情報コンテンツを充実させるとともに、SNSを利用した双方向性のある情報発信を推進するなど、情報提供方法の多様化を図ります。

■情報提供・情報公開の推進

情報提供と情報公開の充実を図り、社会保障・税番号制度への対応を行いながら、引き続き、厳格な個人情報の取扱いに努めます。

重点取組項目

取組名称	取組概要
「広報ねやがわ」などの発行	広報ねやがわ、広報特集号、マップねやがわ、点字広報、声の広報を通じ、市民生活に密着した情報を発信します。
映像による情報発信	ビデオ広報や市ホームページでの動画配信について、SNS等を活用することにより、視覚的な市政情報を充実します。

市民の役割

◆市政情報を活用するとともに、地域の情報を発信するなど、積極的に市政へ参画します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
市ホームページの平均アクセス数	件/月	82,522	110,600

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「広報紙を毎号読んでいる」市民の割合	48.6%	

大綱 7 市民が主役のまちづくり

施策 38 市民ニーズを把握する

現状と課題

価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民が行政に求める役割も多様化しています。

このような中、市民の満足度を高め、協働のまちづくりを進めていくためには、市民ニーズを的確に把握することが重要です。

また、市民が主役のまちづくりを更に推進するため、市民からの意見・提案を活用し、市政運営に反映していく必要があります。

施策の展開

■市民意識・ニーズの把握

市民ニーズを的確に把握するため、市ホームページの活用、市民意識調査の定期的な実施など、広聴活動の一層の充実を図ります。

また、更なる市民満足度の向上のため、市民からの意見・提案の活用に取り組みます。

■各種相談事業の推進

法律相談など各種相談事業を推進することにより、市民の日常生活における不安や悩みの解消を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
市民意識調査の実施	市民ニーズや施策の進捗状況を把握するため、定期的にアンケート調査を実施します。
市民の意見・提案の把握と活用	市民からの意見や提案内容を正確に把握し、その活用を進めます。
市民相談事業の実施	市民生活に適応した、満足度の高い市民相談事業を実施します。

市民の役割

- ◆市民意識調査などの各種アンケート調査に協力します。
- ◆市政に関心を持ち、積極的に意見・提案します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
市民意識調査の回収率	%	54.1	65.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「市政に市民の声が届いている」と思う市民の割合	11.2%	

大綱 8 将来を見据えた自治経営

施策 39 健全な財政運営を行う

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進行する中、依然として厳しい財政状況が続いており、更なる健全な財政運営が求められています。

本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題への確に対応するとともに、将来にわたって安定的な行政サービスを提供できる財政基盤を堅持していくため、行財政改革の推進はもちろんのこと、経常経費の抑制や市税等の徴収率向上に向けた取組の強化を実施することなどにより、健全な財政運営に努めています。

今後も、自主財源の確保に向けた取組強化、経常経費のより一層の抑制など、更なる財政の健全化に取り組み、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要があります。

施策の展開

■将来にわたる持続可能な財政運営

経営感覚とコスト意識を持って、あらゆる財源の確保と徹底した経費節減に努め、歳入・歳出の両面から財政構造の改善を図るとともに、後年度負担の軽減、自主財源の確保など、将来を見据えた財政運営を進め、財政基盤の強化を図ります。

■徴収率等の向上

負担の公平性及び安定的な財源の確保のため、適正な賦課・徴収を実施するとともに、市税の徴収率、国民健康保険料・介護保険料などの収納率の更なる向上に向けた取組を推進します。

重点取組項目

取組名称	取組概要
計画的な財政運営	経営的視点に立ち、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に的確に対応した予算編成を行うとともに、将来にわたり安定的に行政サービスを提供していくため、中長期的な視点から持続可能な財政運営を進めます。
歳入の確保	あらゆる財源の確保と活用を図るとともに、市税等の徴収率等の向上に向けた取組強化を実施し、自主財源の確保を図ります。

市民の役割

- ◆市の財政状況に関心を持ち、その状況の把握に努めます。
- ◆納税者である意識を常に持ち、税金の使い方に関心を持ちます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
経常収支比率	%	93.1	95.8 ※
市税の徴収率	%	91.9	95.0

※ 少子高齢化の進行等による社会保障関連経費の増加により、上昇が見込まれますが、引き続き府内都市平均以下の確保を目標とします（平成26年度 96.0%）。

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「健全な財政運営が行われている」と思う市民の割合	19.6%	

大綱 8 将来を見据えた自治経営

施策 40 効率的な行政運営を行う

現状と課題

住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く実施する市の役割は、地方分権改革の進展によってますます広がり、自らの判断と責任で、複雑・多様・高度化する市民ニーズに効率的・効果的に対応していくことが求められています。

地域の実情や時代の要請に即したサービスを限られた財源と人材を有効に活用して提供するため、職員数の適正化、簡素で効率的な組織づくり、事務事業の改善やアウトソーシングの推進、公共施設等の整備・再編など、不断に行財政改革に取り組むとともに、国の地方分権改革等に的確に対応していく必要があります。

施策の展開

■効率的なマネジメントシステムの推進

行財政改革による簡素で効率的な行財政システムの構築を図るとともに、P D C I サイクルによる行政評価を行い、効率的・効果的な行政運営を進めます。

■機動的・効率的な組織体制の整備

市民ニーズや新たな行政課題に迅速・柔軟・的確に対応できる、簡素で効率的な組織づくりに努めます。

■職員の適正配置と資質の向上

職員一人一人の意欲・能力を引き出す職場環境の整備と組織力の向上を図るため、人事評価制度を始めとする人事制度を総合的・一体的に活用して、職員の適正配置と人材育成に取り組みます。

■自立した行政運営の推進

地方自治制度の見直し、大阪府等が進める権限移譲などに積極的に対応し、自立した行政運営を進めます。

■公共施設等の総合的かつ計画的な管理

「公共施設等総合管理計画」を策定・推進することにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置も含め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。

重点取組項目

取組名称	取組概要
行財政改革の推進	「改革・改善アクションプラン」などを推進し、より一層の行財政改革に取り組みます。
職員数の適正化	行政課題に的確に対応するとともに、“スリムな市役所で最大の市民サービス”を実現するため、職員の定員適正化・適正配置を推進します。

市民の役割

◆市の施策・事業など、市政運営の状況に関心を持ちます。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
第五次総合計画の施策指標（めざそう値）の達成率	%	32.8	100.0

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「行財政改革が進んでいる」と思う市民の割合	14.9%	

大綱 8 将来を見据えた自治経営

施策 41 市民サービスを充実する

現状と課題

多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、より一層、職員一人一人の能力と接遇の質の向上が求められるとともに、ワンストップサービスの拡充、シティ・ステーション業務の充実等を図る必要があります。

本市では、シティ・ステーションや図書館を始めとする公共施設のフルオープン化や、証明書発行、納税相談等を休日や夜間に実施するなど、市民サービスの向上を図ってきました。

今後も、より効率的で効果的な窓口サービスを提供するなど、市民の視点に立ち、市民サービスの充実を図る必要があります。

施策の展開

■市民サービスの向上と効率化

窓口手続のオンライン利用などを促進し、市民サービスの向上と業務の効率化を進めます。また、社会保障・税番号制度の活用により更にワンストップサービスの拡充に努めます。

■サービス機能の充実

身近に利用できるシティ・ステーション等の住民業務拠点の機能を充実するなど、より一層、市民の利便性の向上に努めます。

■施設整備による機能の充実

老朽化している火葬炉等を再整備し、斎場施設を充実することにより、市民サービスの更なる向上を図ります。

重点取組項目

取組名称	取組概要
社会保障・税番号制度の活用	個人番号・個人番号カードを活用し、更なる市民サービスの向上を図ります。
シティ・ステーション業務の充実	市民の利便性の向上を図るため、シティ・ステーションにおける取扱業務を充実します。
斎場施設の充実	斎場施設の維持管理を行うとともに、老朽化した火葬炉の入替えなど、年次的に設備の再整備を行い、機能の充実を図ります。

市民の役割

◆社会保障・税番号制度の理解を進め、個人番号カードによる行政サービスなどを積極的に利用します。

施策指標

指標名	単位	実績値(H26)	めざそう値(H32)
個人番号カードの累積発行枚数	枚	—	40,000
シティ・ステーションの窓口受付件数	件	222,720	240,000

市民意識の指標

指標名	現状値(H27)	目標(H32)
「市役所やシティ・ステーションでの窓口対応に満足した」市民の割合	47.8%	